

第9期法科大学院等特別委員会における未修者教育に関する主な御意見

【法学未修者教育の在り方に関する意見】

- 全体のコース設計を検討するに当たっては、既存の既修・未修にとらわれない柔軟な形とするべき。

（修業年限）

- 未修者が初年度の1年間で既修者に追いつくことは相当に困難である。この意味では、法科大学院制度の基本理念を維持するかどうかも含めて、抜本的に考え直さないといけない。
- 法律は敷居の高い学問で、その敷居を超えるのに時間がかかる人がおり、1年でやることを2年かけるという発想が必要。
- 法学未修者については、3年間の課程で司法試験に合格するのは極めて困難であるため、法学部への学士編入を促進するなど、純粋未修者が司法試験に合格できるようにするための未修者教育の在り方を検討する必要がある。

（養成課程）

- 未修者教育で大きな変革を考えるのであれば、既修者と3年間切り離して教育することも考える必要があるのではないか。その場合には、マンパワーの問題もあり、拠点化を考える必要もあるのでないか。
- 未修者教育の拠点化は一つの方策であろうかと思うが、志願者のニーズにかなうものなのか。
- 未修者教育の拠点化を行うならば、拠点校には相当程度傾斜を付けた手厚い支援をする必要があると考える。
- プロセスとしての教育や多様性の確保を法学部・法科大学院全体で捉え、完全未修者や、法学部で法曹志望に変更した学生は、法曹養成コースから学修する必要があるのではないか。
- 法学未修者については、法学部（の法曹養成コース）2年または3年に編入して基礎的な法学を学修することとしてはどうか。
- 法学部に学士編入して2年程度学修した上で、更に法科大学院で2年学修するというのは、特に社会人にはハードルが高い。未修者コースも引き続き残すべき。

（未修者コースの対象となる学生）

- 現状の未修コースは、法学部出身者が多数を占めているが、純粋未修者に限定して運営していくべき。
- 未修者の定義は法律学を学んでいない、いわゆる純粋未修者か、卒業後5年程度経過した社会人とすることが適当ではないか。

- 法学部の学生の中にも、在学中には部活に打ち込み、卒業前に一念発起して法科大学院を目指す人もいると思うので、法学部から未修者コースへ進学するルートは閉ざすべきではない。

【教員に関する意見】

- 未修者教育の質的改善のためには、1年次におけるきめ細やかな指導が必要となる。そのためには、教育能力の高い教員や学修補助者を確保することが重要。
- 若手の実務家を専任教員として活用できるよう、実務経験年数を「おおむね5年以上」とする実務家教員の要件について、対象科目や教育の質の担保に留意しつつ、緩和することを検討すべき。
- 未修者教育の方法や内容について、いくつかの法科大学院で優れた取組みが個人的に、期限的には行われてきており、それを何とか有機的に共有して、次世代の教員につなげ、教員の育成機能も持たせることが重要。

【経済的支援】

- 社会人で法科大学院を受験する者にとっては、経済的負担が過大。支援策として教育訓練給付金があるが、対象講座の要件が厳しいため、より活用しやすいものとするべき。
- 法学未修者は学修に時間を要するが、奨学金は1回でも留年すると打ち切られる。社会人経験者を含めて、時間をかけて学修することにより成果を出せる人材をサポートできる奨学金制度を構築してほしい。

【教育手法に関する意見について】

- 法科大学院がない地域とそれ以外の地域の格差が課題。ICT等を活用した法曹養成制度の在り方についても検討すべき。
- 将来的には、既修者と言われている人たちのためのカリキュラムと、今まで全く法曹の世界とは関係のないところで勉強したり仕事をしたりしてきた人が初めてチャレンジするカリキュラムが、はっきりと分かれるような方向で少しずつ制度を改善することが重要ではないか。
- 純粋未修者については、合格発表から入学までの期間の活用が重要。法科大学院の科目の先行履修に加えて、ガイダンスや授業見学など、入学直後から法科大学院での学修に馴染んでもらえるよう工夫するとともに、好事例の共有が必要。